平成２１年（フ）第３８９号
千葉県成田市橋賀台１丁目４番地３
債務者　岩井　裕一
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３９３号
千葉県八街市八街へ199番地1560
債務者　長谷川由美
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３９４号
千葉県八街市八街へ199番地1560
債務者　大木とも子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３９８号
千葉県八街市泉台２丁目20番地８
債務者　桑田　時雄
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４０１号
千葉県成田市本三里塚202番地２　ドミール宮下Ａ101
債務者　高野　里子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４０２号
千葉県成田市小浮247番地３
債務者　石橋　正子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２２２号
新潟県柏崎市西山町長嶺251番地　庭山喜一方、住民票上の住所新潟県柏崎市駅前２丁目１番10―204号　市営駅前住宅３号棟
債務者　相澤美智子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２２３号
新潟県柏崎市西山町長嶺251番地　庭山喜一方、住民票上の住所新潟県柏崎市駅前２丁目１番10―204号　市営駅前住宅３号棟
債務者　相澤　智子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２３７号
新潟県南魚沼市雷土92番地
債務者　上村　隆司
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２４９号
愛知県豊橋市植田町字中屋敷29番地
債務者　浦川　正人
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３７０号
岡山県倉敷市水島西常盤町11番４号　難波ビル302
債務者　中西　正弘
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３７１号
岡山県倉敷市水島西常盤町11番４号　難波ビル302
債務者　中西加代子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３９７号
岡山県倉敷市神田２丁目５番５号　パークサイド神田Ｂ209
債務者　坂本　憲治
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４１３号
岡山県総社市中央１丁目19番141号
債務者　深堀　茂利
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第５８号
山口県萩市大字椿東401番地１　ハイツ華202号
債務者　松浦　秋義
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第５９号
山口県萩市大字椿東5749番地22
債務者　上田あき子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第１７９号
山口県宇部市明治町１丁目10番13―５号201号室、住民票上の住所山口県宇部市大字中野開作538番地８
債務者　下川　法彦
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
山口地方裁判所宇部支部